

## 栃木県看護職員修学資金にかかる返還猶与決定後の諸手続きについて

栃木県保健福祉部医療政策課看護職員育成担当

返還猶与とは、あくまで「返還する日時を延ばすこと」です。今後は、「栃木県看護職員修学資金の手引き」を参照の上、適正な手続きをお願いします。

また、貸与した修学資金の返還完了または返還免除が決定されるまで債務はなくなりません。返還が免除されるためには、要件を満たす期間、対象施設等で従事した後、返還免除の申請をし、返還免除が決定されることが必要です。所定の手続きをとらない場合は、返還していただくこととなります。

なお、就業により返還猶与を受けた方は、返還猶与決定期間の就業状況について下記のとおり来年から報告くださるようお願いします。

## 記

- 1 提出書類 「看護職員修学資金業務就業状況報告書」（別紙のとおり）※毎年コピーしてお使いください
- 2 提出期限 毎年4月末日（厳守）
- 3 提出方法 郵送又は持参  
〈郵送先〉  
〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20  
栃木県保健福祉部医療政策課看護職員育成担当 宛て
- 4 今後の各種手続き  
■就業により返還猶与を受けた方  
(1) 返還猶与期間中に退職（転職）した場合  
ア 返還免除対象施設へ1月以内に転職  
→ 退職届（第18号）、就業届（第17号）の提出  
イ 返還免除対象施設を退職、または1月以上期間が空いて転職もしくは該当外施設に転職  
(ア) 貸与期間以上勤務の場合  
→ 返還計画書（第9号）、返還免除申請書（第11号）、就業証明書（第12号）の提出  
(イ) 上記以外の場合  
→ 返還計画書（第9号）の提出  
(2) 返還猶与期間中に傷病または育児休業により看護業務を中断する場合  
→ 返還猶与申請書（第10号）、診断書または育児休業期間の証明書類の提出（参考様式添付）  
(3) 規定期間（5年間）勤務した場合  
→ 返還免除申請書（第11号）、就業証明書（第12号）の提出

■ 進学により猶与を受けた方

- (1) 卒業または退学し、免除対象施設に就業した場合  
→ 返還猶与申請書（第 10 号）、就業届（第 17 号）の提出
- (2) 卒業または退学し、免除対象外施設に就業した場合  
→ 返還計画書（第 9 号）の提出

■ その他の諸手続

- (1) 住所、氏名の変更（連帯保証人も同様）  
→ 住所氏名変更届（第 13 号）の提出
- (2) 連帯保証人の変更  
→ 連帯保証人変更届（第 5 号）の提出  
所得証明書等の提出の誓約及び所得・財産調査等の同意書の提出